



山形県公報

令和3年3月19日(金)
第189号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課)	…211
○山形県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則	(食品安全衛生課)	…同
○食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則	(同)	…同
○山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(水大気環境課)	…218
○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	(長寿社会政策課)	…同
○山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…同
○山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…220
○山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…221
○山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…224
○山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…227
○山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…230
○山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…233
○山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…240
○山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…246
○山形県立救護施設管理規則を廃止する規則	(障がい福祉課)	…249
○山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…同
○山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…250
○山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…253
○山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…254
○山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…258
○山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…259
○山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	…261

- 山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ） ……263
- 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ） ……264
- 山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則の一部を改正する規則（工業戦略技術振興課） ……265
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則（ 同 ） ……同
- 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（道路整備課） ……267
- 山形県ふるさと交流広場条例施行規則を廃止する規則……………（空港港湾課） ……同
- 山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（教 育 庁） ……同

訓 令

- 山形県魚介類行商取締条例執行手続を廃止する訓令……………（食品安全衛生課） ……同

告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課） ……268
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課） ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課） ……同
- 平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部改正……………（工業戦略技術振興課） ……同
- 家畜の検査の実施……………（畜産振興課） ……271
- 同……………（ 同 ） ……272
- 家畜の注射の実施……………（ 同 ） ……273
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務発生のための同意の認定……………（水産振興課） ……同
- 国土調査の成果の認証……………（農村計画課） ……同
- 同……………（ 同 ） ……274
- 同……………（ 同 ） ……同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課） ……同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ） ……275
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課） ……同
- 同……………（ 同 ） ……同
- 一般国道の供用の開始……………（ 同 ） ……276
- 同……………（ 同 ） ……同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課） ……同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ） ……277
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定……………（県土利用政策課） ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………（ 同 ） ……278
- 同……………（ 同 ） ……同
- 公共測量の終了の通知……………（ 同 ） ……同
- 同……………（ 同 ） ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………（下 水 道 課） ……279
- 同……………（ 同 ） ……同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課） ……同
- 県証紙売りさばき人の指定……………（会 計 局） ……280
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（ 同 ） ……同

規 則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第3号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年3月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第5項中「第2条第1項の表第48項第11号」を「第2条第1項の表第47項第11号」に改め、同表第6項中「第2条第1項の表第49項第7号」を「第2条第1項の表第48項第7号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

山形県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第4号

山形県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則

山形県魚介類行商取締条例施行規則（昭和30年11月県規則第57号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和3年6月1日から施行する。
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表保健所長の項委任事項の欄中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項から第23項までを1項ずつ繰り上げる。

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第5号

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「を受理する」を「の受理に関する」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

（7）食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定による届出の受理に関すること。

第4条を削る。

第5条中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第4条とし、第6条から第11条までを削る。

第12条中「別記様式第5号」を「別記様式第1号」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

（営業施設の基準）

第6条 条例別表第1第9項に規定する規則で定める事項は、政令第35条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第1、法第13条第1項の規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設に関する事項については別表第2のとおりとする。

（営業許可）

第7条 所轄保健所長は、法第55条第1項の規定による知事の営業の許可をしたときは、別記様式第2号による許

可証を交付するものとする。

第13条から第19条までを削る。

第20条中「別記様式第17号」を「別記様式第3号」に改め、同条を第8条とする。

第21条を削る。

第22条第1項中「区域」を「区域（山形市の区域を除く。）」に、「除く。以下」を「除く。別表第1及び別表第2を除き、以下」に、「別記様式第22号又は別記様式第23号」を「別記様式第4号又は別記様式第5号」に改め、同条第2項中「別記様式第24号又は別記様式第25号」を「別記様式第6号又は別記様式第7号」に改め、同条第3項中「別記様式第26号又は別記様式第27号」を「別記様式第8号又は別記様式第9号」に改め、同条を第9条とする。

第23条を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

1 飲食店営業

自動車において調理をするものにあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあつては、1日の営業においておおむね40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業においておおむね80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業においておおむね200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

2 調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。以下同じ。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

- (1) ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りでない。
- (2) 調理の機能を有する自動販売機を設置する場所の床面は、清掃等が容易な不浸透性の材料で作られていること。

3 食肉販売業

- (1) 処理室を有すること。
- (2) 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。
- (4) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有していること。
 - ロ 消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
 - ハ 蓋を備えていること。

4 魚介類販売業

- (1) 原材料の保存及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
- (3) 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあつては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
- (4) かきを処理する場合は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - ロ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - ハ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

5 魚介類競り売り営業

- (1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。
- (2) 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。

- (3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあつては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。
- 6 集乳業
- (1) 生乳の貯蔵設備を有すること。
- (2) 生乳の受入検査を外部に委託する施設以外の施設にあつては、生乳の受入検査設備を有すること。
- (3) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。
- 7 乳処理業
- (1) 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、生乳を使用しない施設にあつては生乳の受入検査及び貯蔵をする室又は作業区分に応じて区画された場所を、生乳の受入検査を外部に委託する施設にあつては生乳の受入検査をする室又は作業区分に応じて区画された場所を、それぞれ有することを要しない。
- (3) 必要に応じて洗瓶をする室又は作業区分に応じて区画された場所及び容器の洗浄設備を有すること。
- (4) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- (5) 常温で保存することが可能な製品のみを製造する施設以外の施設にあつては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること。
- (6) 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。
- 8 特別牛乳搾取処理業
- (1) 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 必要に応じて洗瓶をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (3) 牛体の洗浄設備及び生乳の貯蔵設備を有すること。
- (4) 生乳の受入検査を外部に委託する施設以外の施設にあつては、生乳の受入検査設備を有すること。
- (5) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。この場合において、生乳の殺菌をするときは、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。
- (6) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。
- 9 食肉処理業
- (1) 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有していること。
- ロ 消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- ハ 蓋を備えていること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。
- (4) 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- (5) 生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ とさつ及び放血をする場合にあつては、とさつ放血室を有すること。
- ロ 剥皮をする場所を有すること。
- ハ 必要に応じて、懸ちょう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有すること。
- ニ 剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。
- ホ 処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所がそれぞれ区画されていること。
- ヘ 剥皮をする場所は、懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- ト 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉を密閉することができる構造であること。
- チ 洗浄及び消毒をする設備は、摂氏60度以上の温湯及び摂氏83度以上の熱湯を供給することができる設備を有し、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。
- (6) 自動車において生体又はとたいを処理するものにあつては、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等を密閉することができる構造であること。
- ロ 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、水道

事業により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することができる機能を備える貯水設備（鹿又はいのししを処理する場合にあつては、成獣一頭当たりおおむね100リットルの水を供給することができる貯水設備）を有すること。

ハ 次に掲げる基準を満たす排水の貯留設備を有すること。

- (イ) 不浸透性の材料で作られていること。
- (ロ) 汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- (ハ) 蓋を備えていること。

ニ 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じん埃等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

(7) 血液を加工する施設にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあつては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。

ロ イに掲げる室又は設備は、作業区分に応じて区画されていること。

ハ 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

ニ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

10 食品の放射線照射業

- (1) 専用の照射室を有すること。
- (2) 適切な照射線量を正確に調整することができるベルトコンベア及び照射設備を有すること。
- (3) 照射線量を正確に測定することができる化学線量計を備えること。

11 菓子製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。
- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

12 アイスクリーム類製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 生乳を使用する施設にあつては、生乳の貯蔵設備を有すること。
- (3) 生乳の受入検査を外部に委託する施設以外の施設にあつては、生乳の受入検査設備を有すること。
- (4) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

13 乳製品製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 必要に応じて洗瓶をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (3) 生乳を使用する施設にあつては、生乳の貯蔵設備を有すること。
- (4) 生乳の受入検査を外部に委託する施設以外の施設にあつては、生乳の受入検査設備を有すること。
- (5) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

14 清涼飲料水製造業

- (1) 製品の製造をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) ミネラルウォーター類のみを製造する施設以外の施設にあつては、原材料の保管及び調合をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (3) 必要に応じて、容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。
- (4) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

15 食肉製品製造業

- (1) 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙^{くん}、塩漬^{しん}け、製品の中心部の温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

16 水産製品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙^{いん}、焙焼^{ばい}、脱水、冷却等をするための設備を備えること。
- (4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- (5) 魚肉練り製品を製造する場合にあつては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に、播漬^{らい}及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合にあつては、播漬）に必要な設備を有すること。
- (6) かきを処理する場合は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - ロ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - ハ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

17 氷雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。

18 液卵製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏8度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

19 食用油脂製造業

- (1) 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 食用油脂の製造をする室又は場所は、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。
- (3) マーガリン又はショートニングの製造をする室又は場所は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
 - ロ 必要に応じて熟成室を有すること。

20 みそ又はしょうゆ製造業

- (1) 製麴^{きやく}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の包装充填及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。
- (3) しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。
- (4) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

21 酒類製造業

- (1) 製造する品目に応じて、製麴^{きやく}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び圧搾を含む。）をし、並びに製品の包装充填及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立てをする設備を有すること。
- (3) 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麴、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

22 豆腐製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。
- (3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を有すること。
- (4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあつては、必要に応じて冷凍、乾燥、油調等をする設備を有すること。

23 納豆製造業

- (1) 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

24 麺類製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (3) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

25 そうざい製造業及び複合型そうざい製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

26 冷凍食品製造業及び複合型冷凍食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (4) 製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

27 漬物製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。
- (3) 浅漬を製造する場合にあつては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

28 密封包装食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有し、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

29 食品の小分け業

- (1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

30 添加物製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。この場合において、添加物製剤を製造するときは、含有成分を均一にする機械設備を有すること。
- (3) 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備及び器具を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であつて、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (4) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあつては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第13条第1項の規格又は基準に適合する場合は、この限りでない。

別表第2

- 1 飲食店営業、食肉販売業、食肉処理業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設
 - (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
 - (2) 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
 - (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
 - (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏4度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - (5) 生食用食肉を加工する施設にあつては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。
- 2 飲食店営業、魚介類販売業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設
 - (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施設することができ容器等を備えること。
 - (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
 - (3) ふぐを凍結する場合にあつては、ふぐを零下18度以下で急速に凍結することができる機能を有する冷凍設備を有すること。

別記様式第1号から別記様式第4号までを削り、別記様式第5号を別記様式第1号とし、別記様式第6号から別記様式第13号までを削る。

別記様式第14号（表）中「第52条」を「第55条」に改め、同様式を別記様式第2号とする。

別記様式第14号の2から別記様式第16号までを削る。

別記様式第17号中「第20条」を「第8条」に、「キロリットル」を「キログラム」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第18号から別記様式第21号までを削る。

別記様式第22号中「第22条第1項」を「第9条第1項」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第23号中「第22条第1項」を「第9条第1項」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第24号中「第22条第2項」を「第9条第2項」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第25号中「第22条第2項」を「第9条第2項」に改め、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第26号中「第22条第3項」を「第9条第3項」に改め、同様式を別記様式第8号とする。

別記様式第27号中「第22条第3項」を「第9条第3項」に改め、同様式を別記様式第9号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条第1項第7号の改正規定、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に1号を加える改正規定及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別記様式第14号の規定による許可証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の別記様式第2号の規定による許可証とみなす。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表保健所長の項委任事項の欄第9項第1号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定による届出の受理に関すること

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第13条の4第1項中「次のとおり」を「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和38年10月県規則第78号）の一部を次のように改正する。

「3 条例、定款その他の基本約款

4 事業開始の予定年月日

別記様式第24号中 5 施設の管理者の氏名及び住所 を

6 施設において供与をされる介護等の内容

7 老人福祉法施行規則第20条の5各号に掲げる事項」

「3 老人福祉法施行規則第20条の5各号に掲げる事項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改める。

第10条の2に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第16条第1項第3号中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改める。

第17条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第17条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第17条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第17条の2 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第19条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第21条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、第7条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第25条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第25条の次に次の2条を加える。

（虐待の防止）

第26条 条例第19条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

（電磁的記録等）

第27条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項の前の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項及び附則第3項を次のように改める。

- 2 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第7条の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。
- 3 条例附則第3項の規定により読み替えられた条例第15条第2項の規則で定める訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

- 4 条例附則第4項の規定により読み替えられた条例第18条第1項の規則で定める担当者は、第25条第1項各号

に掲げる措置を適切に実施するための担当者とする。

附則第5項から第25項までを削る。

第2条 山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第19条第1項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第25条第1項に1号を加える改正規定は同年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第17条第3項及び第17条の2の規定の適用については、同項及び同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改める。

第6条第14項中「従業者に」を「職員又は従業者に」に改め、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第9条の2に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第15条第1項第3号中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改める。

第16条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第16条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第16条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第16条の2 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第21条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第21条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第21条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第22条 条例第18条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(電磁的記録等)

第23条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則に次の3項を加える。

5 条例附則第3項の規定により読み替えられた条例第7条の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。

6 条例附則第4項の規定により読み替えられた条例第14条第2項の規則で定める訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練とする。

7 条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第17条第1項の規則で定める担当者は、第21条第1項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者とする。

第2条 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第17条第1項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第21条第1項に1号を加える改正規定は同年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第16条第3項及び第16条の2の規定の適用については、同項及び同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第25条の2」に、

「第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第39条―第41条）」を

「第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第39条―第41条）
第6章 雑則（第42条）」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条第5号中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改める。

第6条第1項第2号イ中「特別養護老人ホーム」を「特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この章において同じ。）」に改める。

第10条の2に次の1項を加える。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第19条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第19条に次の1項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第19条の2 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条に次の1項を加える。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第25条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第2章中第25条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第25条の2 条例第16条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第27条第3項第1号イ(ロ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号イ(ニ)を次のように改める。

(ニ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第27条の2に次の1項を加える。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第31条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第31条に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条中「第3条、」を削り、「及び」を「、第19条の2及び」に、「第25条」を「第25条の2」に改める。

第35条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第37条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第38条中「第3条から第5条まで」を「第4条、第5条」に、「及び第25条」を「、第25条及び第25条の2」に改める。

第39条第3項第1号イ(ロ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号イ(ニ)を次のように改める。

(ニ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第41条中「第3条、」を削り、「第21条」を「第19条の2、第21条」に、「、第26条」を「から第26条まで」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第42条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、条例又はこの規則において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第4項中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」を「令」に、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第5項及び第6項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の3項を加える。

8 条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第7条（条例第24条において準用する場合を含む。）及び第18条（条例第26条において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。

9 条例附則第7項の規定により読み替えられた条例第13条第2項（条例第21条、第24条及び第26条において準用する場合を含む。）の規則で定める訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練とする。

10 条例附則第8項の規定により読み替えられた条例第16条第1項（条例第21条、第24条及び第26条において準用する場合を含む。）の規則で定める担当者は、第25条第1項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者とする。

第2条 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を次のように改正す

る。

第4条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条第1項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第26条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第25条第1項に1号を加える改正規定は同年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第19条第3項（新規則第38条において準用する場合を含む。）、第19条の2（新規則第33条、第38条及び第41条において準用する場合を含む。）及び第31条第4項（新規則第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第19条第3項及び第19条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、新規則第31条第4項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
- 3 この規則の施行の日以降、当分の間、新規則第27条第3項第1号イ(ロ)及び第39条第3項第1号イ(ロ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新規則第7条第1項第4号イ及び第31条第2項（新規則第41条において準用する場合を含む。）の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 4 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、第1条の規定による改正前の山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第27条第3項第1号イ(ニ) b及び第39条第3項第1号イ(ニ) bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第38条―第46条）」を

「第3章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第38条―第46条）」に改める。

第4章 雑則（第47条）

第3条第1項第4号を次のように改める。

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

第3条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第3条第10項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」に改める。

第12条の2に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第13条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第18条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第18条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第18条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第24条第7号中「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

第26条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第26条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第26条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行ななければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条第4号中「及び」を「又は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、第5条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第35条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第35条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第35条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第35条の2 条例第14条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的

に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第37条第6号中「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

第38条第1号イ(ロ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)を次のように改める。

(ハ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第39条の2に次の1項を加える。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第44条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第44条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第46条中「及び第28条」を「、第26条の2及び第28条」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第47条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第7条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第4項中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」を「令」に、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第5項及び第6項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の3項を加える。

9 条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第9条及び第19条の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。

10 条例附則第7項の規定により読み替えられた条例第11条第2項（条例第20条において準用する場合を含む。）の規則で定める訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練とする。

11 条例附則第8項の規定により読み替えられた条例第14条第1項（条例第20条において準用する場合を含む。）の規則で定める担当者は、第35条第1項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者とする。

第2条 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

第25条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1項を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第1項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第43条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第35条第1項に1号を加える改正規定は同年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第18条の2（新規則第46条において準用する場合を含む。）、第18条の3（新規則第46条において準用する場合を含む。）、第26条第3項、第26条の2（新規則第46条において準用する場合を含む。）及び第44条第4項の規定の適用については、新規則第18条の2及び第18条の3中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、新規則第26条第3項及び第26条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、新規則第44条第4項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日以降、当分の間、新規則第38条第1号イ(ロ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新規則第3条第1項第3号イ及び第44条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して従業者を配置するよう努めるものとする。

4 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、第1条の規定による改正前の山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第38条第1号イ(ハ) bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 ユニット型介護老人保健施設（第38条―第46条）」を

「第3章 ユニット型介護老人保健施設（第38条―第46条）」に改める。

第4章 雑則（第47条）

第3条第1項第1号中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この章において同じ。）」に改め、同項第5号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第3条第7項中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同条第8項中「、栄養士」を「、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第1号中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

第5条第1項第2号イ中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同号ロ中「第10条」を「第10条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第13条の2に次の1項を加える。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第14条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第7項から第10項までを1項ずつ繰

り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第17条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第17条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第17条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理の体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第25条第5号中「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

第27条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第27条に次の1項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第27条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第27条の2 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第29条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第31条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、第6条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第35条第1項に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第35条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第35条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第35条の2 条例第14条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1）当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （2）当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第37条第7号中「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

第38条第3項第2号イ中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同号ロ中「第10条」を「第10条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第39条の2に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第44条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第44条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第46条中「第17条」を「第17条の3」に、「及び」を「、第27条の2及び」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第47条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第11条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第4項中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」を「令」に、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第5項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の3項を加える。

- 10 条例附則第4項の規定により読み替えられた条例第9条及び第19条の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。

- 11 条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第11条第2項（条例第20条において準用する場合を含む。）の規則で定める訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練とする。

- 12 条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第14条第1項（条例第20条において準用する場合を含む。）の規則で定める担当者は、第35条第1項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者とする。

第2条 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

第26条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第1項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第43条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則第35条第1項に1号を加える改正規定は同年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の山形県介護老人保健施設の

人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第17条の2（新規則第46条において準用する場合を含む。）、第17条の3（新規則第46条において準用する場合を含む。）、第27条第3項、第27条の2（新規則第46条において準用する場合を含む。）及び第44条第4項の規定の適用については、新規則第17条の2及び第17条の3中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、新規則第27条第3項及び第27条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、新規則第44条第4項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 ユニット型指定介護療養型医療施設（第37条―第47条）」を「第3章 ユニット型指定介護療養型医療施設（第37条―第47条）」に改める。

第4章 雑則（第48条）

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第3条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第3条第9項中「第3項第6号」を「第3項第5号」に、「同項第7号」を「同項第6号」に改める。

第14条の2に次の1項を加える。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第15条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第7項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。

第17条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第17条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第17条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の^く口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第24条第4号中「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

第26条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第26条に次の1項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第26条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、第7条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第34条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第34条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第34条の2 条例第15条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第36条第6号中「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

第37条第1項第1号イ(ロ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)を次のように改める。

(ハ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第38条第1項第1号イ(ロ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)を次のように改める。

(ハ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第39条第1項第1号イ(ロ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)を次のように改める。

(ハ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第40条の2に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第45条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福

社士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第45条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条中「第17条」を「第17条の3」に、「及び」を「、第26条の2及び」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第48条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第1項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（この規則の失効）」を付し、同項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第4項中「第3条第3項第4号」を「第3条第3項第3号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

附則第5項中「同条第3項第6号」を「同条第3項第5号」に、「第3項第6号」を「第3項第5号」に、「同項第7号」を「同項第6号」に、「第3項第7号」を「第3項第6号」に改める。

附則第10項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「同条第1項第4号」を「同条第1項第3号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

附則第11項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号の前に次の1号を加える。

- (7) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

附則第12項及び第13項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15項を削る。

附則第16項中「介護療養型医療施設」を「介護療養型医療施設（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。）」に、「第3章」を「第3章（第37条第1項第1号イ(ハ)及びロ(ロ)、第38条第1項第1号イ(ハ)及びロ(ロ)並びに第39条第1項第1号イ(ハ)及びロ(ロ)を除く。）」に改め、同項を附則第15項とし、附則第17項を附則第16項とし、附則に次の3項を加える。

- 17 条例附則第3項の規定により読み替えられた条例第10条及び第22条の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。

18 条例附則第4項の規定により読み替えられた条例第12条第2項（条例第23条において準用する場合を含む。）の規則で定める訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練とする。

19 条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第15条第1項（条例第23条において準用する場合を含む。）の規則で定める担当者は、第34条第1項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者とする。

第2条 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を次のよ

うに改正する。

第25条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第1項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第44条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第34条第1項に1号を加える改正規定は同年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第17条の2（新規則第47条において準用する場合を含む。）、第17条の3（新規則第47条において準用する場合を含む。）、第26条第3項、第26条の2（新規則第47条において準用する場合を含む。）及び第45条第4項の規定の適用については、新規則第17条の2及び第17条の3中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、新規則第26条第3項及び第26条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、新規則第45条第4項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
- 3 この規則の施行の日以降、当分の間、新規則第37条第1号イ(ロ)、第38条第1項第1号イ(ロ)及び第39条第1項第1号イ(ロ)の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設は、新規則第3条第1項第3号及び第4号、第2項第2号及び第3号、第3項第3号及び第4号並びに第45条第2項並びに附則第3項第2号、第4項、第10項並びに第11項第3号及び第4号の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して従業者を配置するよう努めるものとする。
- 4 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の病室であって、第1条の規定による改正前の山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第37条第1項第1号イ(ハ) b、第38条第1項第1号イ(ハ) b及び第39条第1項第1号イ(ハ) b（これらの規定を旧規則附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の要件を満たしている病室については、なお従前の例による。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13章 特定福祉用具販売（第189条―第195条）」を

「第13章 特定福祉用具販売（第189条―第195条）
第14章 雑則（第196条）」に改める。

第22条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

第22条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第24条に次の1項を加える。

- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環

境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の2条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第24条の3 条例第14条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第25条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、第4条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第30条の2 条例第17条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第40条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第40条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第40条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護

従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「、第24条」を「、第24条の2」に、「及び第24条」を「、第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号」に改める。

第44条中「第24条から」を「第24条の2から」に、「第24条中」を「第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中」に改める。

第53条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条中「及び第24条」を「、第24条、第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号」に改める。

第56条の次に次の1条を加える。

(リハビリテーション会議)

第56条の2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、利用者又はその家族（以下この条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第58条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条中「、第25条」を「から第25条まで」に、「及び第24条」を「、第24条、第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号」に改める。

第63条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第65条中「、第25条」を「から第25条まで」に、「第24条中」を「第24条、第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中」に改める。

第70条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第71条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第71条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条の2を第72条の4とし、第72条の次に次の2条を加える。

(衛生管理等)

第72条の2 条例第69条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(地域との連携等)

第72条の3 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第74条中「第25条」を「第24条の2、第25条」に、「から第29条まで」を「、第28条、第30条の2」に、「及び第20条」を「、第20条、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号」に改める。

第76条中「第25条」を「第24条の2、第25条」に、「から第29条まで」を「、第28条、第30条の2」に、「第20条中」を「第20条、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中」に、「及び第71条第3項」を「中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第71条第2項中「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。）とあるのは「共生型通所介護従業者」と、同条第3項及び第4項並びに第72条の2第1項第1号及び第3号」に改める。

第90条中「第25条」を「第24条の2、第25条」に、「から第29条まで」を「、第28条、第30条の2」に、「第20条中」を「第20条、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中」に改める。

第95条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第95条の2 条例第92条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第97条中「第25条」を「第24条の2、第25条」に、「第20条中」を「第20条、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中」に、「及び同条第3項」を「から同条第4項までの規定」に改める。

第98条第5項を次のように改める。

5 第1項第2号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第98条中第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

6 第1項第3号の介護職員又は同号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 前2項の規定にかかわらず、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

8 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、併設本施設を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第99条第1項第2号イ中「第68条」を「第68条第1項」に改め、同号ロ中「第68条」を「第68条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第111条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第115条中「第19条」を「第19条、第24条の2」に、「第31条まで」を「第31条まで（第29条第2項を除く。）」に、「及び第71条」を「、第71条及び第72条の2」に、「第71条第2項」を「第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第71条第2項」に、「及び同条第3項」を「から同条第4項まで並びに第72条の2第1項第1号及び第3号」に改める。

第116条第1項第2号イ中「第68条」を「第68条第1項」に改め、同号ロ中「第68条」を「第68条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第3項第1号イ(ロ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)後段を削る。

第121条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第122条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じな

なければならない。

第122条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第124条の3中「、第19条」を「、第19条、第24条の2」に、「第31条まで」を「第31条まで（第29条第2項を除く。）」に、「第71条及び」を「第71条、第72条の2及び」に、「第25条中」を「第24条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第25条中」に、「第71条第3項中「通所介護従業者」」を「第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第71条第2項中「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。）」に、「第100条第2号」を「同条第3項及び第4項並びに第72条の2第1項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第100条第2号」に改める。

第128条中「、第19条」を「、第19条、第24条の2」に、「第31条まで」を「第31条まで（第29条第2項を除く。）」に、「第71条、」を「第71条、第72条の2、」に、「第25条中」を「第24条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第25条中」に、「第71条第2項」を「第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第71条第2項」に、「及び同条第3項」を「から同条第4項まで並びに第72条の2第1項第1号及び第3号」に改める。

第139条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1項を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第142条中「第19条」を「第19条、第24条の2」に、「第31条まで」を「第31条まで（第29条第2項を除く。）」に、「第71条、」を「第71条、第95条の2、」に、「第25条中」を「第24条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第25条中」に、「第71条第2項」を「第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第71条第2項」に、「第62条第1項」を「条例第62条第1項」に、「同条第3項」を「同条第3項及び第4項」に、「第100条第1号」を「第95条の2第1項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第100条第1号」に改める。

第147条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1項を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第148条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第148条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第157条の2に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第163条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1項を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第164条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第164条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたも

のにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第168条中「第19条」を「第19条、第24条の2」に、「から第31条」を「、第28条、第30条から第31条」に、「第39条」を「第39条、第72条の2」に、「第25条中」を「第24条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第25条中」に、「第38条中」を「第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第38条中」に、「読み替える」を「、第72条の2第1項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第173条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第176条中「第19条」を「第19条、第24条の2」に、「第27条から」を「第27条、第28条、第30条から」に、「第39条」を「第39条、第72条の2」に、「第25条中」を「第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第25条中」に、「第156条第2項」を「第72条の2第1項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第156条第2項」に改める。

第181条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第183条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第183条の2 条例第156条第6項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第184条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、第186条において準用する第4条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる

第186条中「第19条」を「第19条、第24条の2」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第71条第2項」を「第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第71条第2項」に、「読み替える」を「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替える」に改める。

第188条中「第19条」を「第19条、第24条の2」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第71条第2項」を「第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第71条第2項」に、「第179条第2項」を「同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具相談専門員」と、第179条第2項」に改める。

第195条中「第19条」を「第19条、第24条の2、第24条の3」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第71条第2項」を「第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第71条第2項」に、「第181条第4号」を「同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第181条第4号」に改める。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第196条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第6条第1項（第32条の3、第35条、第42条、第44条、第55条、第60条、第65条、第74条、第76条、第90条、第97条、第115条（第124条において準用する場合を含む。）、第124条の3、第128条、第142条（第150条において準用する場合を含む。）、第168条、第176条、第186条、第188条及び前条において準用する場合を含む。）及び第156条第1項（第176条において準用する場合

を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第13項及び第14項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 15 条例附則第7項の規定により読み替えられた条例第13条(条例第18条の3及び第22条において準用する場合を含む。)、第29条(条例第35条において準用する場合を含む。)、第42条、第50条、第58条、第67条(条例第73条及び第85条において準用する場合を含む。)、第91条、第102条(条例第111条の3及び第117条において準用する場合を含む。)、第110条、第122条、第129条、第138条、第146条及び第155条(条例第160条及び第167条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第22条中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定、第40条中第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定、第53条中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定、第58条中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定、第63条中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定、第70条中第10号を第11号とし、第9号の次に1号を加える改正規定、第95条中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定、第111条中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定、第121条中第10号を第11号とし、第9号の次に1号を加える改正規定、第139条中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定、第147条中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定、第163条中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定、第173条中第10号を第11号とし、第9号の次に1号を加える改正規定及び第181条中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第24条の2(新規則第32条の3、第35条、第42条、第44条、第55条、第60条、第65条、第74条、第76条、第90条、第97条、第115条(新規則第124条において準用する場合を含む。)、第124条の3、第128条、第142条(新規則第150条において準用する場合を含む。)、第168条、第176条、第186条、第188条及び第195条において準用する場合を含む。)、第40条の2第3項(新規則第44条において準用する場合を含む。)、第71条第3項(新規則第76条、第90条、第97条、第115条、第124条の3、第128条及び第142条において準用する場合を含む。)、第122条第4項、第148条第4項及び第164条第4項(新規則第176条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、新規則第24条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、新規則第40条の2第3項、第71条第3項、第122条第4項、第148条第4項及び第164条第4項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
- 3 この規則の施行の日以降、当分の間、新規則第116条第3項第1号イ(㊦)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新規則第98条第1項第3号及び第122条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して従業者を配置するよう努めるものとする。
- 4 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第116条第3項第1号イ(㊦)(後段に係る部分に限る。)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13章 特定介護予防福祉用具販売（第186条―第193条）」を

「第13章 特定介護予防福祉用具販売（第186条―第193条）」に改める。

第14章 雑則（第194条）

第41条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第41条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第41条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第41条の2の次に次の2条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第41条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第41条の2の3 条例第27条の2第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第41条の3に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第37条の2第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第41条の7の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住す

る利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条の8の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の8の2 条例第27条の6の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第53条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第53条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条中「、第41条の2」を「及び第41条の2の2」に、「及び第41条の2」を「、第41条の2の2第2項、第41条の2の3第1項第1号及び第3号並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号」に改める。

第59条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条第3項中「第1項第1号から第11号まで及び前項」を「前3項（第1項第12号を除く。）」に、「第1項第12号」を「同号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第62条中「第41条の2、第41条の3」を「第41条の2の2から第41条の3まで」に、「及び第49条」を「、第49条及び第53条の2」に、「及び第41条の2」を「、第41条の2の2第2項、第41条の2の3第1項第1号及び第3号並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号」に、「読み替える」を「、第53条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第65条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第67条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要であると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行

うこと。

第67条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第68条中「第41条の2、第41条の3」を「第41条の2の2から第41条の3まで」に、「及び第49条」を「、第49条及び第53条の2」に、「第41条の2中」を「第41条の2の2第2項、第41条の2の3第1項第1号及び第3号並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中」に、「読み替える」を「、第53条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第86条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第86条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第86条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条の3の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第86条の4 条例第80条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第91条中「第41条の3、」を「第41条の2の2、第41条の3、」に、「第41条の3中」を「第41条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第41条の3中に、「読み替える」を「、第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替える」に改める。

第92条第4項中「次項」を「第7項及び第8項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項第2号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第92条中第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

6 第1項第3号の介護職員又は同号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 前2項の規定にかかわらず、利用定員が20人未満である併設介護事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所に

あつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第93条第1項第2号イ中「第79条の2」を「第79条の2第1項」に改め、同号ロ中「第79条の2」を「第79条の2第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第98条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第99条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第99条の2 条例第92条の2第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第109条中「第40条」を「第40条、第41条の2の2」に、「第41条の9まで」を「第41条の9まで（第41条の7第2項を除く。）」に、「第41条の3中」を「第41条の2の2第2項並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第41条の3中」に、「第86条の2第2項及び第3項」を「第86条の2第2項から第4項までの規定」に改める。

第110条第1項第2号イ中「第79条の2」を「第79条の2第1項」に改め、同号ロ中「第79条の2」を「第79条の2第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第3項第1号イ(ロ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)後段を削る。

第112条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第113条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第113条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第119条の3中「第40条」を「第40条、第41条の2の2」に、「第41条の9まで」を「第41条の9まで（第41条の7第2項を除く。）」に、「第41条の3中」を「第41条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第41条の3中」に、「第86条の2第3項」を「第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第86条の2第2項」に、「第94条第2号及び第97条」を「同条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第94条第2号、第97条並びに第99条の2第1項第1号及び第3号」に、「同項」を「同条」に、「読み替える」を「、第103条第7項中「条例第86条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替える」に改める。

第123条中「第40条」を「第40条、第41条の2の2」に、「第41条の9まで」を「第41条の9まで（第41条の7第2項を除く。）」に、「第41条の3中」を「第41条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第41条の3中」に、「第86条の2第2項及び第3項」を「第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第86条の2第2項から第4項までの規定」に改める。

第126条中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」を「令」に改める。

第128条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第137条中「第40条」を「第40条、第41条の2の2」に、「第41条の9まで」を「第41条の9まで（第41条の7第2項を除く。）」に、「第94条、」を「第86条の4、第94条、」に、「第41条の3中」を「第41条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第41条の3中」に、「第86条の2第2項及び第3項」を「第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第86条の2第2項から第4項まで並びに第86条の4第1項第1号及び第3号」に、「同項」を「同条」に改める。

第139条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第140条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第140条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第153条の2に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第154条第9号を第10号とし、第8号の次に次に1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第155条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第155条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第164条中「第40条まで」を「第40条まで、第41条の2の2」に、「第41条の9まで」を「第41条の9まで（第41条の7第2項を除く。）」、第99条の2」に、「第39条」を「第39条及び第41条の2の2第2項」に、「読み替える」を「第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第99条の2第1項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第168条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第172条中「第40条まで」を「第40条まで、第41条の2の2」に、「第41条の9まで」を「第41条の9まで（第41条の7第2項を除く。）」、第99条の2」に、「第39条」を「第39条及び第41条の2の2第2項」に、「第152条第2項」を「第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第99条の2第1項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第152条第2項」に改める。

第176条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第178条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第178条の2 条例第151条第6項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第179条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、第183条において準用する第37条の2第1項各号に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第183条中「第40条」を「第40条、第41条の2の2」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第86条の2第2項」を「第41条の2の2第2項並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第86条の2第2項及び第4項」に、「「処遇」を「同条第2項中「処遇」に改める。

第185条中「第40条」を「第40条、第41条の2の2」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第86条の2第2項」を「第41条の2の2第2項並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第86条の2第2項及び第4項」に、「「処遇」を「同条第2項中「処遇」に改める。

第193条中「第40条」を「第40条、第41条の2の2、第41条の2の3」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第86条の2第2項」を「第41条の2の2第2項、第41条の2の3第1項第1号及び第3号並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第86条の2第2項及び第4項」に、「「処遇」を「同条第2項中「処遇」に改める。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 雑則（第194条）

（電磁的記録等）

第194条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第37条の4第1項（第46条、第57条、第62条、第68条、第91条、第109条（第119条において準用する場合を含む。）、第119条の3、第123条、第137条（第146条において準用する場合を含む。）、第164条、第172条、第183条、第185条及び前条において準用する場合を含む。）及び第152条第1項（第172条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第13項及び第14項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

15 条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第27条（条例第35条において準用する場合を含む。）、第40条、第48条、第56条、第79条、第92条（条例第103条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第101条、第114条、第122条、第132条、第142条及び第150条（条例第157条及び第163条において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第41条中第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定、第53条中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定、第59条中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定、第65条中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定、第86条中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定、第98条中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定、第112条中第10号を第11号とし、第9号の次に1号を加える改正規定、第128条中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定、第139条中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定、第154条中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定、第168条中第10号を第11号とし、第9号の次に1号を加える改正規定及び第176条中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第41条の2第3項（新規則第46条において準用する場合を含む。）、第41条の2の2（新規則第46条、第57条、第62条、第68条、第91条、第109条（新規則第119条において準用する場合を含む。）、第119条の3、第123条、第137条（新規則第146条において準用する場合を含む。）、第164条、第172条、第183条、第185条及び第193条において準用する場合を含む。）、第86条の2第3項（新規則第109条、第119条の3、第123条及び第137条において準用する場合を含む。）、第113条第4項、第140条第4項及び第155条第4項（新規則第172条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第41条の2第3項及び第41条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、新規則第86条の2第3項、第113条第4項、第140条第4項及び第155条第4項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
- 3 この規則の施行の日以降、当分の間、新規則第110条第3項第1号イ(ロ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新規則第92条第1項第3号及び第113条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護時及び准看護師の配置の実態を勘案して従業者を配置するよう努めるものとする。
- 4 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の第110条第3項第1号イ(ハ)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号**山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 ユニット型介護医療院（第39条―第48条）」を

「第3章 ユニット型介護医療院（第39条―第48条）」に改める。

第4章 雑則（第49条）

第3条第1項第1号中「介護医療院」を「介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この章において同じ。）」に改め、同項第5号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第5条第1項第2号イ中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同号ロ中「第11条」を「第11条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第15条第4項中「第9項」を「第10項」に改め、同条第6項中「第11項において」を「以下」に改め、同条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第18条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第18条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第18条の3 介護医療院は、入所者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第26条第5号中「第36条第2項」を「第36条第3項」に改める。

第27条中第7号を第8号とし、第6号に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第28条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条第1項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第32条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、第6条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第36条第1項に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第36条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第36条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第36条の2 条例第15条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（1）当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。
- 第38条第7号中「第36条第2項」を「第36条第3項」に改める。
- 第39条第3項第2号イ中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同号ロ中「第11条」を「第11条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。
- 第41条に次の1項を加える。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。
- 第45条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第46条第4項に後段として次のように加える。
- この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 第46条に次の1項を加える。
- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第48条中「第18条」を「第18条の3」に、「及び」を「、第28条の2及び」に、「第7条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。
- 第3章の次に次の1章を加える。
- 第4章 雑則
- (電磁的記録等)
- 第49条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第11条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。
- 附則第2項から第5項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
- 附則に次の4項を加える。
- 6 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第4条第3号ロ及び第39条第1項第2号ロの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。
- 7 条例附則第4項の規定により読み替えられた条例第10条及び第20条の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。
- 8 条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第12条第2項（条例第21条において準用する場合を含む。）の規則で定める訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練とする。
- 9 条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第15条第1項（条例第21条において準用する場合を含む。）の規則で定める担当者は、第36条第1項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第36条第1項に1号を加える改正規定は同年10月1日

から、第27条中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定、第30条第1項第3号の改正規定及び第45条中第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定は令和6年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第18条の2（改正後の第48条において準用する場合を含む。）及び第18条の3（改正後の第48条において準用する場合を含む。）、第28条第3項、第28条の2（改正後の第48条において準用する場合を含む。）及び第46条第4項の規定の適用については、改正後の第18条の2及び第18条の3中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、改正後の第28条第3項及び第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、改正後の第46条第4項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

山形県立救護施設管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

山形県立救護施設管理規則を廃止する規則

山形県立救護施設管理規則（昭和45年5月県規則第23号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第2条の2 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 障害児入所施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第2条の3 条例第14条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができる。

第46条第2項中「4.3」を「4」に改め、同条第5項中「乳幼児」を「児童」に改め、「につき1以上、少年おおむね5人」を削る。

第58条中第3項を第4項とし、同条第2項中「及び」を「、」に、「の総数」を「及び看護職員の総数」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「及び」を「、」に、「の総数」を「及び看護職員の総数」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第52条第1項の規則で定める医療行為は、省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為とする。

附則第8項中「同条第1項」を「同条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第2条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この規則の施行の際現に存する山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第44条第1項第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設に置くべき職員については、改正後の第46条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に存する児童福祉施設基準条例第52条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに置くべき職員に対する改正後の第58条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「の場合において、機能訓練担当職員」を「の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第55条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等」に、「ときは、当該機能訓練担当職員等の数を前項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「ときには、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第6条第2項の規則で定める医療行為は、省令第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為とする。

第4条第2項中「の場合において、機能訓練担当職員等の数を」を「の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を」に改める。

第4条第3項に次の1項を加える。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第4条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第21条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催

することができる。

第32条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第32条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第33条の2 条例第18条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の次に次の2条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第35条の2 条例第19条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

（虐待等の禁止）

第35条の3 条例第20条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第43条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第54条中「、第32条、第33条、第35条（第3号）」を「、第32条から第33条まで、第35条（第1項第3号）」に、「、第37条から」を「、第35条の2、第35条の3、第37条から」に、「第35条第1号」を「第35条第1項第1号」に改める。

第55条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「の場合において、機能訓練担当職員」を「の規定により当該機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等」に、「ときは、当該機能訓練担当職員」を「ときには、当該機能訓練担当職員等」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を

「又は保育士」に改め、同条第6項中「第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数」に改める。

第60条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第62条の6中「第32条」を「第32条、第32条の2」に改める。

第67条中「、第35条（第3号）」を「、第32条の2、第35条（第1項第3号）」に改める。

第68条第1項中「第2項及び第4項、第4条」を「第3項及び第5項、第4条（第3項及び第6項を除く。）」に、「第2項及び第4項並びに第4条第1項第2号イ」を「第3項及び第5項並びに第4条第1項第2号イ」に、「第5項」を「第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に改め、同条第2項中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第32条の2（新規則第42条の5、第45条、第54条、第59条、第59条の2、第62条、第62条の6及び第67条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第32条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、新規則第3条第1項第1号及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に係る新規則第3条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、これらの規定中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 5 この規則の施行の際現に法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、新規則第4条第5項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現に山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年3月県条例第29号）による改正前の指定通所支援基準条例（以下「旧条例」という。）第26条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、新規則第43条第1項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際現に旧条例第26条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、改正前の第43条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 8 この規則の施行の際現に法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、新規則第55条第1項第1号及び第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この規則の施行の際現に法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に係る新規則第55条第2項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 10 この規則の施行の際現に法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に係る新規則第55条第6項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス

経験者の合計数（看護職員を除く。）とする。

- 11 この規則の施行の際現に旧条例第45条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、新規則第60条第1項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 この規則の施行の際現に旧条例第45条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、改正前の第60条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号イ(イ)中「4.3」を「4」に改め、同号イ(ロ)中「である乳児又は幼児（次条第1項第3号及び第43条第1項第2号イ(ロ)において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を「の数を4で除して得た数」に、「合計数に」を「数に」に改める。

第4条第1項第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第43条第1項第2号イ(ロ)において「乳幼児」という。）」に改める。

第18条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第32条に次の1項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第32条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第33条の2 条例第12条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第35条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の次に次の2条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第35条の2 条例第13条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

（虐待等の禁止）

第35条の3 条例第14条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第48条中「第3号」を「第1項第3号」に、「第35条第4号」を「第35条第1項第4号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第32条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により指定を受けている山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定障害児入所施設基準条例」という。）第5条第1項に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、改正後の第3条第1項第3号イ(イ)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の規定により指定を受けている指定障害児入所施設基準条例第5条第1項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、改正後の第3条第1項第3号イ(ロ)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第21号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の2条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第26条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第26条の3 条例第15条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第27条に次の1項を加える。

2 当該指定居宅介護事業者は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第27条の2 条例第15条の2第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第31条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第31条の2 条例第18条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第38条第1項及び第2項中「第25条」を「第25条、第27条の2」に改める。

第46条第5項中「。」を「。次項において同じ。」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 療養介護計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第56条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第57条の2 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。
第58条に次の1項を加える。
- 2 指定療養介護事業者は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
第60条第1項第4号を次のように改める。
- (4) 条例第35条において準用する条例第15条の2第2項の規定による身体的拘束等の記録
第61条中「第28条第1項」を「第26条の2、第27条の2から第28条（第2項を除く。）まで」に、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改める。
第68条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
第72条の次に次の1条を加える。
(衛生管理等)
- 第72条の2 条例第42条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。
- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。
第74条に次の1項を加える。
- 2 指定生活介護事業者は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
第75条中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に改める。
第75条の5中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に改める。
第87条中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に、「第73条及び第74条」を「第72条の2から第74条まで」に改める。
第87条の4中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に、「第73条、第74条」を「第72条の2から第74条まで」に改める。
第96条中「第27条から」を「第26条（第1項及び第2項を除く。）から」に改める。
第117条中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に改め、「第63条、第64条」を削る。
第117条の4中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に改める。
第124条第4号中「第33条第2項」を「第15条の2第2項」に改める。
第125条中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に改め、「第63条」を削る。
第125条の4中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に改める。
第128条中第5項を削り、第6項を第5項とする。
第129条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。
第132条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。
第134条中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に改め、「第63条、第64条」を削る。
第142条に次の1項を加える。
- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
第143条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第143条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令第196条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第144条中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に改め、「第63条」を削り、「第73条、第74条」を「第72条の2から第74条まで」に改める。

第146条中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に改め、「第63条」及び「第135条、第136条」を削る。

第149条中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に、「第73条、第74条」を「第72条の2から第74条まで」に改める。

第149条の4の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」を「対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」に改める。

第149条の8及び第149条の12中「第32条まで」を「第27条まで、第28条から第32条まで」に改める。

第150条第3項中「指定共同生活援助」を「指定共同生活援助事業所」に改める。

第152条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第153条中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に、「第71条及び」を「第71条、第72条の2、第74条」に改める。

第153条の7中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に、「第71条、」を「第71条、第72条の2」に改める。

第153条の8第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

第153条の13に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第153条の14中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に、「第123条の2、第150条の2から」を「第72条の2、第74条、第123条の2、第150条の2から第150条の6まで、第151条、」に、「から第152条の5まで」を「及び第152条の2から第152条の4まで」に改める。

第154条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第159条第1項中「第28条から」を「第26条の2、第27条の2から」に、「第47条」を「から第48条まで」に、「第57条」を「第57条、第59条」に、「第64条」を「第64条、第69条から第71条まで」に、「第74条」を「第72条の2から第74条まで」に改め、同条第2項中「第48条、第59条、」を削り、「から第71条まで及び第73条」を「及び第68条」に改め、「及び第69条第4項」及び「第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例給付費」と」を削り、同条第3項及び第4項中「第48条、第59条、第69条から第71条まで、第73条、」及び「第69条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練給付費」と」を削り、同条第5項中「第48条、第59条、」、「第69条から第71条まで、第73条」及び「第69条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と」を削る。

附則第11項及び第12項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第26条の2（新規則第34条第1項及び第2項、第34条の4、第38条第1項及び第2項、第61条、第75条、第75条の5、第87条、第87条の4、第

96条、第117条、第117条の4、第125条、第125条の4、第134条、第144条、第146条、第149条、第149条の8、第149条の12、第153条、第153条の7、第153条の14並びに第159条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第26条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第11条第1項中「及び第4項」を削り、同条第2項中「第5項並びに」を「第4項並びに」に改める。

第17条第1項中「）第37条第1項」を「。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第37条第1項」に、「同条例」を「指定障害福祉サービス等基準条例」に改める。

第28条第5項中「。）」を「。次項において同じ。）」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第37条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第102条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第102条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第48条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第48条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第48条の2 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第49条の2 条例第16条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第51条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第51条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第51条の2 条例第17条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第56条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第56条の2 条例第21条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第58条中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第48条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第22条の2」に、「第52条」を「第51条の2」に改める。

第10条第5項中「。）」を「。次項において同じ。）」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 療養介護計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第18条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第18条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第18条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第19条の次に次の2条を加える。

（衛生管理等）

第19条の2 条例第13条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（1）当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

（2）当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

（身体的拘束等の禁止）

第19条の3 条例第14条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3）職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第2章中第22条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第22条の2 条例第17条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（1）当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

（2）当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第31条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）第102条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第102条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第34条の2 条例第26条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（1）当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

（2）当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第36条中「まで及び」を「まで、」に、「第22条まで」を「第19条まで及び第19条の3から第22条の2まで」に改める。

第40条中「第25条まで」を「第19条まで、第19条の3から第25条まで」に改める。

第44条中「第23条まで」を「第19条まで、第19条の3から第23条まで」に改める。

第45条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第46条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第49条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第51条中「第25条まで」を「第19条まで、第19条の3から第25条まで」に改める。

第51条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第51条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令第72条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第63条中「第22条まで」を「第19条まで、第19条の3から第22条の2まで」に改める。

第65条中「第24条まで」を「第19条まで、第19条の3から第24条まで」に改める。

第67条第1項中「第45条第5項及び第6項」を「第45条第5項」に改め、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第18条の2（改正後の第36条、第40条、第44条、第51条、第63条及び第65条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第18条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第12条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第16条第1項中「及び第4項」を削り、同条第2項中「第5項並びに」を「第4項並びに」に改める。

第22条第5項中「。」を「。次項において同じ。」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第31条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）第102条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第102条の3第1

項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第40条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第40条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第41条の2 条例第13条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第42条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第42条の2 条例第14条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第45条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第46条 条例第18条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第40条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第11条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第12条の次に次の2条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第12条の3 条例第10条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第15条第2項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第14条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第15条 条例第14条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第8条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第9条の次に次の2条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第9条の2 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第9条の3 条例第10条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（1）当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

（2）当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第12条第2項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第11条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第12条 条例第14条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（1）当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

（2）当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

（3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第9条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則（昭和27年11月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、色見本製作」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中

加速寿命試験装置	1 時間	660円
電気計測機器	30分	510円
静電気試験機	30分	540円
インパルスノイズ試験機	30分	540円
瞬断瞬停試験機	30分	540円
ファーストトランジェント／バーストノイズ試験機	30分	500円
雷サージ試験機	30分	730円
放射イミュニティ測定システム	30分	1,290円
耐水試験機	1 時間	1,000円

を

耐水試験機	1 時間	1,000円
-------	------	--------

に、

電界放出形走査電子顕微鏡	1 時間	6,610円
--------------	------	--------

を

電界放出形走査電子顕微鏡	1 時間	6,610円
イオンミリング装置	1 時間	3,140円

に、

5軸加工機	30分	4,310円
NC金型磨き装置	30分	2,200円

を

5軸加工機	30分	4,310円
-------	-----	--------

に、

メルトフローテスター	1時間	440円
------------	-----	------

を

メルトインデクサー	30分	1,500円
-----------	-----	--------

に、

醸造成分分析装置	30分	410円
----------	-----	------

を

醸造成分分析装置	30分	410円
純水製造装置	30分	70円
除梗破碎機	30分	1,570円
プレス機	1時間	2,180円
ろ過機	1時間	790円
インバータ用ポンプ	1時間	810円
温度制御密閉型タンク	24時間	3,720円
開放タンク（250リットル）	24時間	1,920円
開放タンク（350リットル）	24時間	2,200円
瓶詰機	1時間	1,440円

に、

レーザー描画装置	1時間	5,280円
触針式段差測定装置	30分	1,000円

を

レーザー描画装置	1時間	5,280円
----------	-----	--------

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第29号

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成25年2月県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを削り、同条中「第45条第1項」を「第46条第1項」に改める。

第9条中「第46条」を「第47条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県ふるさと交流広場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第30号

山形県ふるさと交流広場条例施行規則を廃止する規則

山形県ふるさと交流広場条例施行規則（平成18年3月県規則第58号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生涯学習センター条例施行規則（平成2年7月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

センター（山形県緑町庭園文化学習施設に限る。）	多目的ホール	1,220円	1,750円	1,830円	を
	分館和室研修室	1,170円	1,680円	1,760円	

センター（山形県緑町庭園文化学習施設に限る。）	多目的ホール	1,220円	1,750円	1,830円	に改める。
	分館和室研修室	1,170円	1,680円	1,760円	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

山形県訓令第2号

総 務 部
保 健 所

山形県魚介類行商取締条例執行手続を廃止する訓令を次のように定める。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県魚介類行商取締条例執行手続を廃止する訓令

山形県魚介類行商取締条例執行手続（昭和30年12月県訓令第49号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

告 示

山形県告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和3年2月18日招集した山形県議会定例会は、同年3月18日閉会した。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第171号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
株式会社ハートテラス 天童市長岡北一丁目2番27号102号	放課後等デイサービス ハートテラス駅西 天童市駅西二丁目4番17号	放課後等デイサービス	10名	令和 3. 3. 1

山形県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人加納医院	酒田日吉町指定訪問介護事業所 酒田市日吉町一丁目6番25号	訪 問 介 護	令和 3. 3. 28

山形県告示第173号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表中「3,770円」を「3,900円」に、「300円を」を「310円を」に、

土木建設材料	微生物試験	1 試験 1 試料	5,440円
	骨材ふるい分け試験	1 試験 1 試料	4,340円

微粒分量試験	1 試験 1 試料	4,430円
単位容積質量試験	1 試験 1 試料	2,470円
有機不純物試験	1 試験 1 試料	2,660円
密度及び吸水率試験（細骨材）	1 試験 1 試料	8,670円
密度及び吸水率試験（粗骨材）	1 試験 1 試料	7,610円
粘土塊量試験	1 試験 1 試料	4,380円
塩化物含有量試験	1 試験 1 試料	5,470円
粗骨材軟石量試験	1 試験 1 試料	7,970円
ロスアンゼルス試験	1 試験 1 試料	10,100円
重液試験（比重1.95） （細骨材）	1 試験 1 試料	13,500円
重液試験（比重1.95） （粗骨材）	1 試験 1 試料	16,900円
安定性試験	1 試験 1 試料	21,400円
アルカリ骨材反応性試験 （化学法）	1 試験 1 試料	118,000円

を

微生物試験	1 試験 1 試料	5,440円
-------	-----------	--------

に、

粘性率測定試験	1 試験 1 試料	3,030円
---------	-----------	--------

を

メルトフローレート測定 試験	1 試験 1 試料	3,620円
-------------------	-----------	--------

に、

電気計測試験	精密測定試験（精級）	1 試験 1 試料	4,630円
	一般電気特性計測試験	1 試験 1 試料	1,640円
	静電気試験	1 試験 1 試料	1,690円
	雑音許容度試験	1 試験 1 試料	1,690円
	瞬断瞬停試験	1 試験 1 試料	1,690円
	ファーストトランジェント／バーストノイズ試験	1 試験 1 試料	1,650円
	雷サージ試験	1 試験 1 試料	1,880円

を

精密測定試験（精級）	1 試験 1 試料	4,630円
------------	-----------	--------

に改める。

3加工の項の表中

試料加工（顕微鏡試料等）	30分	2,280円
--------------	-----	--------

を

試料加工（顕微鏡試料等）	30分	2,280円
試料加工（イオンミリング）	1時間	3,420円

に改める。

4デザイン、色見本製作、モデル製作の項を次のように改める。

4 デザイン、モデル製作

(1) デザイン

項 目	金額（1件につき）				
	A	B	C	D	E
工業機器、生活機器	193,000円	105,000円	52,800円	26,900円	14,000円
グラフィック、家具、クラフト	99,200円	56,700円	27,800円	14,600円	7,560円

(2) モデル製作

項 目	単 位	金 額
モデル製作 モデル造形（A）（白色かつ硬質の樹脂）	1 件	4,910円。ただし、樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、4,910円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,000円を加算した額。
モデル造形（B）（白色かつ硬質の樹脂以外の樹脂）	1 件	7,150円。ただし、樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、7,150円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,160円を加算した額。
洗浄処理	1 時間	3,030円

備考第3項を削る。

山形県告示第174号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のブルセラ症、結核及びヨーネ病、鶏の家きんサルモネラ症のうちひな白痢並びに蜜蜂の腐蛆^モ病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病の発生を予察するため

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、山形市、酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。）、村山市、長井市、西村山郡河北町、同郡朝日町、最上郡金山町、同郡舟形町、同郡真室川町、東置賜郡高畠町、西置賜郡飯豊町及び東田川郡庄内町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ症、結核及びヨーネ病の検査にあつては、生後6月未満の牛を除く。

区 分	家 畜 の 種 類 及 び 範 囲
牛のブルセラ症及び結核の検査	1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛 3 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

牛のヨーネ病の検査	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4から7までに該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5に該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 5 共同牧野等に放牧する牛 6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの 7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの 8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
鶏の家きんサルモネラ症のうちひな白痢の検査	種卵を採取することを目的として飼養している鶏
蜜蜂の腐蛆病の検査	採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの
牛のアカバネ病の検査	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛

4 実施の期日及び場所

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ症の検査にあつては、急速凝集反応法による検査、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (2) 牛の結核の検査にあつては、ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 鶏の家きんサルモネラ症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (5) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (6) 牛のアカバネ病の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第175号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。

- (1) 死亡前に家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づく同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状（平成23年農林水産省告示第1865号）第3号に規定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体

(2) 月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体であって、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していたもの

(3) 月齢又は推定月齢が満96月以上で死亡した牛の死体

4 実施の期日及び場所

(1) 期日 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(2) 場所 山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第176号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずる。

令和3年3月19日

山形県知事 吉村美栄子

1 実施の目的

豚及びいのししの豚熱の発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日及び場所

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

山形県告示第177号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意があったものと認める。

令和3年3月19日

山形県知事 吉村美栄子

加入区の名称	区域
飛島加入区	酒田市飛島の区域

山形県告示第178号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年3月19日

山形県知事 吉村美栄子

1 調査を行った者の名称

山形市

2 調査を行った期間

平成29年4月3日から平成31年3月12日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

山形市地籍図及び地籍簿

- 4 調査地域
飯沢、長苗代、羽黒堂、高堂二丁目及び高堂の各一部
 - 5 認証年月日
令和3年3月11日
-

山形県告示第179号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
酒田市
 - 2 調査を行った期間
平成22年4月1日から平成25年3月28日まで
 - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
酒田市地籍図及び地籍簿
 - 4 調査地域
山谷新田、檜橋・山楯の各一部
 - 5 認証年月日
令和3年3月11日
-

山形県告示第180号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
最上町
 - 2 調査を行った期間
平成25年4月1日から平成27年3月24日まで
 - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
最上町地籍図及び地籍簿
 - 4 調査地域
大字塚田の一部
 - 5 認証年月日
令和3年3月11日
-

山形県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和3年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字大井沢字大元1947番1から 同 1949番9まで	旧	27.5メートル } 16.0	メートル 282
同 上	新	99.0メートル } 25.0	同 上

山形県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和3年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字大井沢字大元1947番1から
同 1949番9まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月19日

山形県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字南山字土合1588番10から 同 3368番まで	旧	40.0メートル } 9.2	メートル 68
同 上	新	67.0メートル } 18.0	同 上

山形県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡大蔵村大字南山字木遠田1912番9から		旧	32.0メートル	64メートル
同 国有林2126林班よ小班まで			12.7	
同	上	新	34.9メートル	同上
			15.6	

山形県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字土合1588番10から
同 3368番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月19日

山形県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字木遠田1912番9から
同 国有林2126林班よ小班まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月19日

山形県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市上安田字竹ノ内249番から		旧	11.5メートル	180メートル
同 安田字一ノ上119番まで			9.8	
酒田市上安田字竹ノ内249番から			18.9メートル	182メートル
同 北田165番地先まで		15.2		
酒田市上安田字北田130番から			22.0メートル	140メートル
同 安田字一ノ上119番まで			9.8	

酒田市上安田字竹ノ内249番から 同 安田字一ノ上119番まで	新	11.5メートル } 9.8	メートル 180
酒田市上安田字竹ノ内249番から 同 北田165番地先まで		18.9メートル } 15.2	メートル 182

山形県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 田沢下新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市山元字横道64番6地先から
同 土倉69番5地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月26日

山形県告示第189号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第32条第1項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地の収用及び使用についての裁定をした。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

(1) 収用する土地

所在 飽海郡遊佐町比子字服部興野

地番	地 目		面 積 (㎡)		収用する土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
15番331	畑	畑	148	148.52	148.52

(2) 使用する土地

所在 飽海郡遊佐町比子字服部興野

地番	地 目		面 積 (㎡)		使用する土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
15番332	畑	畑	1.78	1.78	1.78

- 2 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期
令和3年6月19日
- 3 特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある物件の引渡し又は当該物件の移転の期限
令和3年6月19日
- 4 特定所有者不明土地を使用する方法及び期間
 - (1) 使用する方法
道路側溝を設置するにあたり収用しようとする土地の外側を掘削するための一時使用とし、その使用の範囲は収用しようとする土地から0.50メートルの部分とする。
 - (2) 使用する期間
令和3年6月20日から令和5年9月19日まで
- 5 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地の所有者が受ける損失の補償金の額
 - (1) 特定所有者不明土地を収用することにより特定所有者不明土地の所有者が受ける損失の補償金の額

- 土地所有者（不明。ただし、表題部所有者土門寅又はその相続人）に対し、金340,025円
- (2) 特定所有者不明土地を使用することにより特定所有者不明土地の所有者が受ける損失の補償金の額
土地所有者（不明。ただし、表題部所有者土門寅又はその相続人）に対し、金527円
- (3) 特定所有者不明土地を収用することにより生じる残地に対し、特定所有者不明土地の所有者が受ける損失の補償金の額
土地所有者（不明。ただし、表題部所有者土門寅又はその相続人）に対し、金6,876円
-

山形県告示第190号

令和2年7月県告示第552号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、山形県知事から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 令和2年7月1日から同年9月30日まで

（変更後） 令和2年7月1日から同年10月30日まで

山形県告示第191号

令和2年9月県告示第648号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、山形県知事から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 令和2年8月17日から同年10月30日まで

（変更後） 令和2年8月17日から令和3年1月29日まで

山形県告示第192号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市中沢地内
 - 2 公共測量を実施した期間
令和2年7月1日から同年10月30日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
-

山形県告示第193号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
酒田市北沢地内
 - 2 公共測量を実施した期間
令和2年8月17日から令和3年1月29日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
大江町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 大江都市計画下水道事業
(2) 名 称 大江町公共下水道
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成6年11月11日から令和8年3月31日まで

山形県告示第195号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
三川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 三川都市計画下水道事業
(2) 名 称 三川町公共下水道（最上川下流域下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境保全公共下水道）
- 3 変更の内容
設計の概要および事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成5年10月29日から令和8年3月31日まで

山形県告示第196号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第198号
- 2 指定の場所 東根市大字羽入字柏原新林2164番296の一部、2164番297の一部、2164番285の一部、2164番286の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 77.23メートル
- 4 指定年月日 令和3年3月11日

山形県告示第197号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日	売りさばき開始年月日
株式会社 エービーエム 代表取締役社長 赤間 俊明	米沢市窪田町 窪田584番地の2	米沢市金池 五丁目2番25号	令和 3. 3. 11	令和 3. 4. 1

山形県告示第198号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

〃	仙台支店	仙台市青葉区一番町三丁目1番8号	〃	〃
---	------	------------------	---	---

を

〃	仙台支店	仙台市青葉区一番町三丁目1番8号	〃	〃
〃	宮城野支店	〃 若林区なないろの里二丁目24番地の6	〃	〃
〃	泉崎支店	〃 太白区泉崎一丁目20番7号	〃	〃

に、

〃	宮城野支店	仙台市若林区志波町18番19号	〃	〃
〃	荒井支店	〃 〃 なないろの里二丁目24番地の6	〃	〃
〃	泉崎支店	〃 太白区泉崎一丁目20番7号	〃	〃
〃	三日町支店	山形市幸町2番5号	〃	〃

を

「	〃	三日町支店 山形市幸町2番5号	〃	〃	
					に、
」					
「	〃	狩川支店 東田川郡庄内町余目字 三人谷地167番地	〃	〃	
					を
」					
「	〃	狩川支店 東田川郡庄内町余目字 三人谷地167番地	〃	〃	
					に改める。
」	〃	荒井支店 仙台市若林区なないろ の里二丁目24番地の6	〃	〃	
」					

附 則

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

令和3年3月19日印刷
令和3年3月19日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県